

# (旅とくプラス)よくあるお問い合わせ

※詳しくは、旅行保険の概要をご参照ください。

## [海外旅行]

### ご旅行前

- Q1** 旅行前の手続きは必要ですか？

**A1** ご旅行ご出発前の申込手続きは一切不要です。
- Q2** 海外留学・赴任でも補償の対象となりますか？

**A2** 対象となります。ただし、1回の旅行につき、日本を出国してから3ヶ月間が限度となります。
- Q3** 海外に入国するのに英文の「付保証明」が必要ですが、発行は可能ですか？

**A3** 「付保証明」の発行は可能です。UCS保険デスク (0120-019-245 平日9:00～17:30) にご出発の1ヶ月ほど前にご依頼ください。なお、「付保証明」のお届けには1週間ほどいただきますのであらかじめご了承ください。
- Q4** 海外で急な発熱・ケガ等で困った場合はどうすればいいですか？

**A4** パンフレット記載の「AD海外あんしんダイヤル」へご連絡ください。24時間日本語で対応を受付しております。

### ご旅行中

- Q5** 海外で航空機が欠航・遅延となった場合の補償はありますか？

**A5** 申し訳ございません。「UCS旅とくプラス」には、航空機の欠航・遅延に関する補償はございません。（欠航・遅延のためのホテル代金等は）対象となりません。
- Q6** 賃貸業者に借り入れた旅行用品（スーツケース、携帯電話、Wi-Fi等）に与えた損害は補償されますか？

**A6** 賃貸業者への法律上の損害賠償責任が発生した場合補償されます。
- Q7** 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は対象ですか？

**A7** 対象となりますが、条件がございます。【「UCS旅とくプラス」海外旅行傷害保険の概要】に記載されている「疾病治療費用」の①をご確認ください。(2024年4月時点) ※なお、特定の感染症に移行した場合は「疾病治療費用」の②に該当します。

### ご帰国後

- Q8** 自宅に帰宅後、スーツケースが破損していることが見つかりました。航空会社の証明書がありませんが、保険金請求できますか？

**A8** AD海外あんしんダイヤルに事故のご報告をお願いします。航空会社の証明書がなくても請求できる場合がございます。

## [国内旅行]

- Q1** 旅行代金の一部をUCSのカードで支払い、残りは現金で支払った場合でも補償されますか？

**A1** 補償の対象となります。旅行代金の一部でもUCSカード (UCSのマークがついたカード) でお支払いいただければ補償の対象となります。グループ旅行などで、代表者の方がまとめてUCSカード (UCSのマークがついたカード) でお支払いいただいた場合も対象となります。
- Q2** 日本発～海外～日本着のクルーズ旅行の場合、国内にいる場合も海外旅行傷害保険の補償になりますか？

**A2** パスポートに出国印を押す日 (日本出国日) の前日の午前0時から日本入国した翌日午後12時までは海外旅行傷害保険にて補償します。日本に出国・入国する前後の国内クルーズ旅行におきましては、国内旅行傷害保険にて補償します。ただし、国内旅行傷害保険には適用条件がありますので、【「UCS旅とくプラス」国内旅行傷害保険の概要】にてご確認ください。

- Q3** UCSのカードで支払ったホテル内でのケガは補償されますか？

**A3** あらかじめUCSカード (UCSのマークがついたカード) でお支払い済みのホテル、旅館等の宿泊施設に滞在中の火災または爆発によって被ったケガが補償されます。※チェックアウト時のカード支払いの場合補償されません。
- Q4** 国内旅行では携行品の補償はありませんか？

**A4** 国内旅行傷害保険の補償はケガのみの補償となります。病気・損害賠償責任・携行品等の補償はございません。
- Q5** 日帰りバス旅行代金をUCSのカードで支払った場合は補償されますか？

**A5** 日帰りバス旅行は、バスに搭乗中のケガのみ補償されます。尚、宿泊をともなう場合は集合地から解散地まで補償されます。

## 上乗せ旅行保険 (任意保険) へのご加入のおすすめ

**eとらべる海外旅行保険**

引受保険会社：  
あいおいニッセイ同和損害保険

ご希望のプランをお選びください。

詳細は  
こちら



※インターネット専用の保険のため詳しくはホームページをご覧ください。  
※始期日時点で満70才以上の方を被保険者としてご契約はできません。  
※「eとらべる」は特定手続用海外旅行保険のペットネームです。

**旅行キャンセル保険**

引受少額短期保険業者：  
Mysurance株式会社

UCS旅とくプラスでは補償されない、  
旅行をキャンセルした際の「キャンセル料」を補償します。

国内旅行  
はこちら



海外旅行  
はこちら



※ご加入には条件があります。  
※詳細は二次元コードよりご確認ください。



## UCSの旅行保険

# 「UCS旅とくプラス」ご利用ガイド

## 補償の対象となる方

- ①登録したUCSのカード会員本人   ／   ②本人と生計を共にする配偶者   ／   ③本人と生計を共にする同居の親族   ／   ④本人と生計を共にする別居の未婚の子
- ※②単身赴任の場合も本人、家族とも対象となります。※③親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。※④は下宿学生等が該当します。

## 適用条件

「UCS旅とくプラス」はご登録日の翌日より有効となり、ご登録日翌日以降出発の旅行から保険が適用されます。次年度以降は自動更新となります。継続をご希望されない場合は、登録日の前日までに「UCS保険デスク」にお電話にてご連絡いただき「UCS旅とくプラス」の解除をお願いいたします (インターネットでは解除はできません)。国内旅行の場合、UCSカード (UCSのマークがついたカード) で旅行代金を決済された場合のみ補償の対象となります。詳しくは中面の「国内旅行傷害保険の概要」をご参照ください。なお、海外旅行の場合は、カード利用の有無に関わらず自動的に補償されます。

## 保険金の請求手続きおよび事故時のご連絡先について

### 海外旅行傷害保険

帰国後保険金を請求される場合には、現地でしか手配できない下記の太線枠内の資料を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に右記のフリーダイヤルに事故の内容をお電話にてご報告ください。

◎印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類。△は当会社所定用紙があるものです。(各請求書類はコピーしたものでは認められません)

※家族特約対象者は、下記に加えて健康保険証の写し、住民票等が必要となります。

※下記記載以外の書類等が必要な場合がございます。その場合は別途ご案内いたします。

**保険金請求のご連絡  
(24時間受付)**  
あいおいニッセイ同和損害保険  
海外 0120-668-057

| 保険金請求書類                                                       |                  | 保険金種類       |                   |                      | 個人賠償責任保険金 |    | 救護者費用<br>保険金 | 携行品損害<br>保険金 | ご 案 内                                                                           |
|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------|-------------------|----------------------|-----------|----|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                                                               |                  | 傷害死亡<br>保険金 | 傷害<br>後遺障害<br>保険金 | 傷害・疾病<br>治療費用<br>保険金 | 対人        | 対物 |              |              |                                                                                 |
| 現<br>地<br>で<br>し<br>か<br>手<br>配<br>で<br>き<br>な<br>い<br>書<br>類 | 医師の診断書           |             | ○                 | ◎                    | ◎         |    | ○            |              | 現地発行のものをお持ち帰りください。                                                              |
|                                                               | 治療費の明細書および領収書    |             |                   | ◎                    | ◎         |    |              |              | 病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。                                                 |
|                                                               | 死亡診断書または死体検案書    | ◎           |                   |                      |           |    | ○            |              | 診断書または検案した医師または病院発行のもの。                                                         |
|                                                               | 事故証明書            | ◎           | ◎                 | ○<br>(傷害の場合のみ)       | ○         | ○  | ○            | ◎            | 最寄警察署または官公署発行のもの。やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただくことがあります。                              |
|                                                               | 支出を証明する書類        |             |                   | ○                    |           |    | ◎            |              | 現地で支出した費用の領収書。                                                                  |
|                                                               | 示談書・示談金領収書       |             |                   |                      | ◎         | ◎  |              |              | 現地で示談を行う場合作成してください。ただし、示談を行う前にあいおいニッセイ同和損害保険(株)までご相談ください。                       |
|                                                               | 損害額(修理費等)を立証する書類 |             |                   |                      |           | ◎  |              | ○            | 損害を与えたものの価格、修理費等を証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書)、写真など。                                   |
|                                                               | 購入時の価格・購入先を示す書類  |             |                   |                      |           |    |              | ◎            | 損害品の購入時の領収書、保証書など。                                                              |
|                                                               | 損害品の修理見積書および写真   |             |                   |                      |           | ○  |              | ◎            |                                                                                 |
|                                                               | 除籍謄本             | ◎           |                   |                      |           |    |              |              | 市区町村役所で発行。                                                                      |
|                                                               | 法定相続人の戸籍謄本       | ◎           |                   |                      |           |    |              |              | 同上。                                                                             |
|                                                               | 委任状              | ◎           |                   |                      |           |    |              |              | 必要場合はあいおいニッセイ同和損害保険(株)からご連絡いたします。                                               |
|                                                               | △後遺障害診断書         |             | ◎                 |                      |           |    |              |              | 送付申し上げます。                                                                       |
|                                                               | △保険金請求書          | ◎           | ◎                 | ◎                    | ◎         | ◎  | ◎            | ◎            | 事故のご報告後郵送させていただきます。                                                             |
|                                                               | パスポート            | ◎           | ◎                 | ◎                    | ◎         | ◎  | ◎            | ◎            | 日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。自動化ゲートをご利用の場合は旅程表、航空券のeチケットの写し、または搭乗券の半券をご提出ください。 |



国内旅行傷害保険

お支払いの対象となる事故が発生した場合には、事故の日を含めて30日以内に右記のフリーダイヤルに事故の内容をお電話にてご報告ください。

○印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類。△は当会社所定用紙があるものです。（各請求書類はコピーしたものでは認められません。）

保険金請求のご連絡  
(24時間受付)

あいおいニッセイ同和損害保険  
国内 0120-985-024

| 保険金請求書類                                   | 保険金種類 | 死亡<br>保険金 | 後遺障害<br>保険金 | 入院<br>保険金 | 通院<br>保険金 | ご 案 内                           |
|-------------------------------------------|-------|-----------|-------------|-----------|-----------|---------------------------------|
| △保険金請求書                                   |       | ○         | ○           | ○         | ○         | 必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。          |
| 事故証明書                                     |       | ○         | ○           | ○         | ○         | 事故の形態により交通事故証明書・罹災証明書等をご提出ください。 |
| △診療状況申告書                                  |       |           | ○           | ○         | ○         | 保険金請求額によって診断書に代えてご提出いただく書類です。   |
| 死亡診断書または死体検案書                             |       | ○         |             |           |           | 医療機関に作成をご依頼ください。                |
| △後遺障害診断書                                  |       |           | ○           |           |           | 同上。                             |
| 除籍謄本                                      |       | ○         |             |           |           | 市区町村役所でお受け取りください。               |
| 法定相続人の戸籍謄本                                |       | ○         |             |           |           | 同上。                             |
| △医師の診断書                                   |       |           | ○           | ○         | ○         | 医療機関に作成をご依頼ください。                |
| UCSカード売上票（お客様控）                           |       | ○         | ○           | ○         | ○         |                                 |
| 公共交通乗用具、宿泊施設、募集型企画旅行の<br>代金を支払った際の契約書・領収書 |       | ○         | ○           | ○         | ○         |                                 |

※上記記載以外の書類等が必要な場合がございます。その場合は別途ご案内いたします。

## 旅行保険の概要

### 「UCS旅とくプラス」海外旅行傷害保険の概要 ※利用条件なし

| 補償項目               | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                               | お支払いする保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害死亡・後遺障害<br>（※1）  | 旅行行程（※2）中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死にされた場合、または身体に約款所定の後遺障害が発生した場合                                                                                                                                                                                            | <b>傷害死亡・後遺障害保険金額：1,000万円</b><br>傷害死亡保険金は、保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>・戦争、革命などの事変または暴動（テロ行為を除きます。）<br>・放射能汚染<br>・自動車などの酒気帯び運転、無資格運転<br>・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの<br>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等の危険なスポーツ中の事故<br>・自動車等の乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転をしている間の事故など   |
| 傷害治療費用             | 旅行行程（※2）中の急激かつ偶然な外来の事故（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます）」により、海外旅行終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合                                                                                                                                                                                   | <b>傷害治療費用保険金額：100万円</b><br><b>疾病治療費用保険金額：100万円</b><br>被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額を傷害治療保険金額／疾病治療保険金額の範囲内でお支払いとなります。<br>（ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）<br>①診療費、入院関係費（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額<br>②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費用。ただし、身の回り品購入費は5万円、一事故または一疾病について合算で20万円を限度とします。<br>③医師の治療を受け入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きします。） | ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>・戦争、革命などの事変または暴動（テロ行為を除きます。）<br>・放射能汚染<br>・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの<br>・妊娠、出産、早産、流産これらによる病気<br>・歯科疾病<br>・被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用しているものを含みます）を行っている間に発病した高山病など<br>旅行出発前に発病した病気は、疾病治療費用の対象となりません。  |
| 疾病治療費用             | ①「旅行行程（※2）中に発病した病気」または「海外旅行終了後48時間以内に発病した病気（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます）」により、海外旅行終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合<br>②旅行行程（※2）中に感染した特定の感染症（※3）により海外旅行が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ・被保険者の故意<br>・戦争、革命などの事変または暴動（テロ行為を除きます。）<br>・放射能汚染<br>・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任<br>・受託物（他人から借りた物）に対する損害賠償責任<br>・自動車、船、飛行機、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理に起因する事故<br>・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任<br>・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任<br>・被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する損害賠償責任など |
| 個人賠償責任             | 旅行行程（※2）中の偶然な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合<br>ホテル等の宿泊施設の客室・客室内の動産（セイフティボックスおよび客室のキーを含みます）に与えた損害または被保険者が賃貸業者より借り入れた旅行用品・生活用品に与えた損害について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任を含みます。                                                                            | <b>個人賠償責任保険金額：2,000万円</b><br>1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。<br>（注）<br>・賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認を必要とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・被保険者の故意<br>・戦争、革命などの事変または暴動（テロ行為を除きます。）<br>・放射能汚染<br>・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任<br>・受託物（他人から借りた物）に対する損害賠償責任<br>・自動車、船、飛行機、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理に起因する事故<br>・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任<br>・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任<br>・被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する損害賠償責任など |
| 携行品損害<br>（免責金額3千円） | 旅行行程（※2）中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合<br>（注）<br>携行品は、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・定期券・運転免許証・現金自動支払機用カード等を含みません。また、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー等危険なスポーツ等を行っている間の当該スポーツ等の用具、被保険者が携行していない物（被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等）も対象となりません。 | <b>携行品損害保険金額：20万円</b><br>携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として時価額または修理費のいずれか低い方を限度としてお支払いします。また、旅券の盗難等における損害については、現地での再発給費用（交通費、宿泊費を含みます）を5万円を限度としてお支払いします。<br>（注）<br>・1回の事故ごとに損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。<br>・保険金額は1旅行期間中かつ会員資格期間中の限度額となります。                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・被保険者、身の回り品の所有者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>・戦争、革命などの事変または暴動（テロ行為を除きます。）<br>・携行品の瑕疵または自然の消耗<br>・携行品の置き忘れまたは紛失<br>・差し押さえ、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難処置を除く）<br>・単なる外観の損傷であって保険の目的の機能に支障をきたさない損害<br>・保険の対象である液体（酒類、化粧品等）の流出など                                                   |

次ページ表につづく

| 補償項目  | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | お支払いする保険金                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 救護者費用 | ①旅行行程（※2）中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合<br>②旅行行程（※2）中に病気、妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合<br>③旅行行程（※2）中に発病した病気が原因で、海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合（海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）<br>④旅行行程（※2）中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気が原因で7日以上入院した場合（海外旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。）<br>⑤旅行行程（※2）中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 | <b>救護者費用保険金額：100万円</b><br>被保険者およびその親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を会員資格期間を通じ救護者費用保険金額を限度としてお支払いします。<br>①捜索救助費用<br>②救護者の現地までの航空運賃等の往復運賃（救護者3名分限度）<br>③救護者の現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救護者3名分限度かつ1名につき14日分限度）<br>④現地からの移送費用<br>⑤遺体の処理費用（100万円まで）<br>⑥諸雑費（救護者の渡航手続き費用、現地での交通費・通信費等、合計で20万円まで） | ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>・被保険者の闘争行為、犯罪行為<br>・自殺行為（死亡した場合を除きます）<br>・戦争、革命などの事変または暴動（テロ行為を除きます。）<br>・放射能汚染<br>・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの<br>・妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気（死亡した場合を除きます）<br>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等の危険なスポーツ中の事故など |

※1 死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（※1）の合計額が、最高支払上限額（※2）を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（※1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額（※2）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額（※1）を限度にお支払いします。  
（※1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。  
（※2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。

※2 旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国翌日の午後12時までの間）中とします。ただし、日本出国日から3ヶ月後の午後12時までとします。

※3 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症（\*）、ならびに顎口虫（がっこうちゅう）をいいます。  
（\*）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

〈ご注意〉  
被保険者が他のクレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）および法人カード以外のクレジットカードにおける支払上限額（\*）の合計額を限度として保険金をお支払いします。  
（\*）それぞれの支払限度額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。なお、上記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。

### 「UCS旅とくプラス」国内旅行傷害保険の概要 ※利用条件あり

国内旅行中の以下に該当する場合が保険金お支払いの対象となります。

①公共交通乗用具に乗客として搭乗している間

UCSカード（UCSのマークがついたカード）により、公共交通乗用具の搭乗券をあらかじめ購入し、公共交通乗用具（注1）に乗客として搭乗中※に偶然な事故によってケガを被った場合

※航空機の搭乗者に限り、入場が許される飛行場敷地内にいる間および航空機が不着した場合において、被保険者が引き続き目的地に赴くときは目的地に到着するまでの間、被保険者が出発地に戻るときは出発地に到着するまでの間で、定期・不定期航空運送事業者が提供する交通乗用具に搭乗している間を含みます。

②宿泊施設に宿泊している間

UCSカード（UCSのマークがついたカード）により、あらかじめ宿泊料金を支払った、もしくはノークーポンシステム（注2）により予約し料金をUCSカード（UCSのマークがついたカード）で支払う宿泊施設（ホテル・旅館など）に宿泊中に、火災、破裂、爆発によってケガを被った場合

③宿泊を伴う募集型企画旅行に参加している間

UCSカード（UCSのマークがついたカード）により宿泊を伴う募集型企画旅行（注3）の料金をあらかじめ支払い、募集型企画旅行参加中（注4）に偶然な事故によってケガを被った場合

| 補償項目                         | 保険金をお支払いする主な場合                                                   | お支払いする保険金                                                                                                                  | 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害死亡・後遺障害                    | 上記の①～③の事故によるケガが原因で事故の発生日を含めて180日以内に死亡された場合、または身体に後遺障害が発生した場合     | <b>傷害死亡・後遺障害保険金額：1,000万円</b><br>傷害死亡保険金は、保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。 | ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失<br>・闘争行為、自殺、犯罪行為<br>・被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転<br>・脳疾患、疾病、心神喪失<br>・妊娠、出産、早産、流産<br>・外科的手術（事故による傷害の治療を除く）<br>・戦争、革命などの事変や暴動<br>・地震、噴火、これらによる津波<br>・核燃料物質による事故または放射能汚染 |
| 入院保険金<br>（フランチャイズ7日）<br>（注5） | 上記の①～③の事故によるケガが原因で入院した場合                                         | <b>入院保険金日額：3,000円</b><br>入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。<br>ただし、事故の発生日を含めて180日以内の入院に限ります。                                  | ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、超軽量動力機（モーター・ハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これに類する危険な運動                                                         |
| 手術保険金<br>（フランチャイズ7日）<br>（注5） | 上記の①～③の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けた場合 | 入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。<br>（注）1事故につき1回の手術に限ります。                                              | ・自動車などの乗用具による競技、競争、興行、試運転<br>・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものなど                                                                                                                              |
| 通院保険金<br>（フランチャイズ7日）<br>（注5） | 上記の①～③の事故によるケガが原因で通院（往診を含みます。）した場合                               | <b>通院保険金日額：2,000円</b><br>通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。<br>ただし、事故の発生日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。                        |                                                                                                                                                                                                          |

※UCSカード（UCSのマークがついたカード）でお支払いされた方のみが対象です。※入院・通院保険金支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをさせても入院・通院保険金は重複してお支払いできません。（注1）公共乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。  
（注2）ノークーポンシステムとは、カード会社または旅行業者に対してUCSカード（UCSのマークがついたカード）により宿泊施設の料金を支払うことを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。  
（注3）募集型企画旅行とは、旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容ならびに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を策定し、これにより実施する旅行をいいます。  
（注4）募集型企画旅行参加中とは、当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、あらかじめ旅行業者に届け出ることなく募集型企画旅行の行程から離脱した期間を除きます。  
（注5）事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合には、お支払いの対象となりません。事故の発生日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

このご案内には概要を説明したものです。詳細は「普通保険約款・特約」をご確認ください。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険